

平成27事業年度における国立大学法人の長期借入金の認可及び長期借入金償還計画の認可について（案）

1. 国立大学法人の長期借入金の認可について

国立大学法人法第33条第1項の規定に基づき、平成27事業年度における長期借入金の借入について、認可を行うこととしたい。

(1) 国立大学財務・経営センターからの借入

平成27事業年度における国立大学財務・経営センターからの長期借入金の借入れの認可について、次の通り34大学法人からの申請があった。

申請があった34大学法人全てについて、それぞれ次の①～⑥の事項が適切であること又は合致していること、及び資金の用途が平成27年度に実施する事業として文部科学省が各大学法人に示した事業等と合致していることを確認している。

- | | |
|----------------|---|
| ① 借入額 | 机上資料1-1「長期借入金の認可について」（※非公開）を参照
（申請大学数：34大学法人（繰越を含む）） |
| ② 借入先 | 独立行政法人国立大学財務・経営センター |
| ③ 借入予定利率 | 施設 2.4%（10年ごとに金利見直し）
設備 1.7%（5年ごとに金利見直し）
※借入利率は予算積算上の利率であり、実際は借入時の
金銭消費貸借契約締結時に決定する。 |
| ④ 償還期限 | 施設 25年以内（据置期間5年以内）
設備 10年以内（据置期間1年以内） |
| ⑤ 元利金の償還方法 | 半年賦元金均等償還 |
| ⑥ 長期借入金による実施事業 | 附属病院施設整備及び附属病院設備整備 |

(2) 民間金融機関からの借入

平成27事業年度における民間金融機関からの長期借入金の借入れの認可について、次の通り5大学法人からの申請があった。

申請があった5大学法人全てにおいて、それぞれ①～⑥の事項が適切であること及び資金の算定根拠、事業規模、収入見込み等が適切であることを確認している。

長期借入金の概要及び認可申請大学（5大学法人）

法 人 名	筑波大学	東京農工大学	静岡大学	岡山大学
① 借入額 (予定)	(非公開)	(非公開)	(非公開)	(非公開)
② 借入先 (予定)	民間金融機関	民間金融機関	民間金融機関	民間金融機関
③ 借入予定 利 率	(非公開)	(非公開)	(非公開)	(非公開)
④ 償還期限	25年	24年3か月	25年	25年
⑤ 元利金の 償還方法	年賦元利均等 償還	年賦元利均等 償還	月賦元利均等 償還	月賦元金均等 償還
⑥ 長期借入金 による 実施事業	留学生寄宿舍 の改修	学生寄宿舍 の新営	留学生寄宿舍 の増築	留学生寄宿舍 の新営

法 人 名	九州大学			
① 借入額 (予定)	(非公開)	(非公開)		
② 借入先 (予定)	民間金融機関	民間金融機関		
③ 借入予定 利 率	(非公開)	(非公開)		
④ 償還期限	11年	11年		
⑤ 元利金の 償還方法	期限一括 償還	期限一括 償還		
⑥ 長期借入金 による 実施事業	理学系施設の 移転整備	文系及び国際化 拠点図書館施設 等の移転整備		

2. 国立大学法人の長期借入金償還計画の認可について

国立大学法人法第34条第1項の規定に基づき、平成27事業年度における長期借入金償還計画について、認可を行うこととしたい。

(1) 国立大学財務・経営センターへの債務償還

平成27事業年度における国立大学財務・経営センターへの長期借入金償還計画の認可について、次の通り43大学法人からの申請があった。

申請があった43大学法人全てにおいて、借入契約に基づく償還が実施される計画内容であることを確認している。

- ① 償還計画額 机上資料1-2「長期借入金償還計画の認可について」(※非公開)を参照 (申請大学: 43大学法人)
- ② 平成27事業年度に償還されるものの借入実施年度
 - ・ 附属病院施設整備: 平成2年度～平成27年度における借入
(償還期間: 25年以内)
 - ・ 附属病院設備整備: 平成17年度～平成27年度における借入
(償還期間: 10年以内)

(2) 民間金融機関への債務償還

平成27事業年度における民間金融機関への長期借入金償還計画の認可について、次の通り23大学法人からの申請があった。

申請があった23大学法人全てにおいて、借入契約に基づく償還が実施される計画内容であることを確認している。

① 償還計画額

区 分	平成26年度末 における長期 借入金の総額	平成27年度 における 借入見込額	平成27年度 における 償還計画額	平成27年度末 における長期 借入金の総額
1	千円 229,583	千円 0	千円 9,528	千円 220,055
2	58,784	0	9,804	48,980
3	196,500	0	13,100	183,400
4	644,322	0	37,302	607,020
5	21,027,100	(非公開)	3,962,850	(非公開)
6	71,928	0	3,996	67,932
7	218,644	0	20,339	198,305
8	774,028	(非公開)	70,884	(非公開)
9	512,600	0	33,600	479,000
10	0	(非公開)	0	(非公開)
11	184,908	0	9,732	175,176
12	101,952	0	11,328	90,624
13	300,000	0	9,344	290,656
14	60,020	0	9,996	50,024
15	1,397,782	0	59,820	1,337,962
16	151,360	0	6,880	144,480
17	865,960	0	35,794	830,166
18	0	(非公開)	0	(非公開)
19	1,406,581	0	54,863	1,351,718
20	1,406,640	0	66,864	1,339,776
21	6,937,000	(非公開)	0	(非公開)
22	491,982	0	30,207	461,776
23	3,256,928	0	542,821	2,714,107

② 平成27事業年度までの民間からの借入れの状況

	区 分	借 入 理 由	借入実施年度	償還期間
1	室蘭工業大学	学生寄宿舍の改修	平成21年度	25年
2	小樽商科大学	学生寄宿舍の改修	平成22年度	10年
3	帯広畜産大学	学生寄宿舍の改修	平成21年度	20年
4	岩手大学	学生寄宿舍の改修	平成22年度	20年
5	筑波大学	土地の取得 ※	平成17年度	14年1か月
		留学生寄宿舍の改修	平成27年度	25年
6	宇都宮大学	学生寄宿舍の改修	平成19年度	25年
7	埼玉大学	学生寄宿舍の改修	平成22年度	15年
8	東京農工大学	家畜病院の増築・改修	平成19年度	14年3か月
		家畜病院の診療設備	平成19年度	9年3か月
		学生寄宿舍の改修	平成21年度	9年3か月
		学生寄宿舍の新営	平成26年度	20年3か月
		学生寄宿舍の新営	平成27年度	24年3か月
9	富山大学	学生寄宿舍の新営	平成21年度	10年
		学生寄宿舍の改修	平成22年度	25年
		学生寄宿舍の改修	平成23年度	25年
10	静岡大学	留学生寄宿舍の増築	平成27年度	25年
11	愛知教育大学	職員宿舍の改修	平成25年度	20年
12	豊橋科学技術大学	学生寄宿舍の新営	平成20年度	15年
13	三重大学	留学生寄宿舍の新営	平成26年度	25年
14	京都教育大学	学生寄宿舍の改修	平成21年度	11年
15	神戸大学	学生寄宿舍の改修	平成24年度	25年
		学生寄宿舍の改修	平成25年度	24年
		国際交流会館の改修	平成25年度	25年
16	鳥取大学	学生寄宿舍の改修	平成23年度	25年
17	島根大学	学生寄宿舍の改修	平成23年度	25年
		学生寄宿舍の新営	平成24年度	25年
18	岡山大学	留学生寄宿舍の新営	平成27年度	25年
19	山口大学	学生寄宿舍の新営・国際交流会館の改修	平成20年度	25年
		学生寄宿舍の新営	平成25年度	25年
		学生寄宿舍の増築・改修	平成26年度	25年
20	愛媛大学	学生寄宿舍の増築・改修	平成21年度	25年
		学生寄宿舍の増築・改修	平成22年度	25年
		学生・研修医の寄宿舍新営	平成23年度	25年
21	九州大学	理学系施設の移転整備	平成26年度	12年
		理学系施設の移転整備	平成27年度	11年
		文系及び国際化拠点図書館施設等の移転整備	平成27年度	11年
22	大分大学	学生寄宿舍の新営	平成20年度	20年
		学生寄宿舍の新営	平成21年度	20年
23	奈良先端科学技術大学院大学	土地の取得 ※	平成17年度	14年1か月

※ 筑波大学、奈良先端科学技術大学院大学の土地の取得については、筑波大学については平成2年

から、奈良先端科学技術大学院大学については平成16年から、国の補助金等により毎年度大学等の用地の未購入地分を購入しつつ、残余の借地部分について賃借に係る費用を負担してきた。しかし、平成17年度の国立大学法人施行令の改正により、民間金融機関等からの長期借入金等を活用し一括して取得するほうが、国の補助金等による段階的な取得を行う場合に比して相当程度有利と認められる場合、長期借入金を行うことが可能となったことから、借入金により一括購入を行ったもの。(国立大学法人法施行令(平成15年 政令第478号) 第8条第4項)

長期借入金の借入れ及び償還計画の認可に係る関連規定（抜粋）

国立大学法人法（平成15年法律第112号）

（長期借入金及び債券）

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第三十四条 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

国立大学法人法施行令（平成15年12月3日政令第478号）

（土地の取得等）

第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等

二 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等

三 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第三十三条第一項に規定する債券をいう。以下この条において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舍、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得等

四 前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することができる、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの